

令和3年7月

～医療従事者等の皆さんへ～
医療機関従事者等に対する応援給付金給付事業

桂川町では、昨今のコロナ禍にも関わらず、平常時と同じように医療提供体制に寄与されている医療従事者等に、「応援給付金」として、一人あたり3万円を支給します。

※給付金の支給を受けるには、ご本人からの申請が必要です。

【給付対象者】

基準日（令和3年7月1日）現在、医療施設等（医療法に基づく病院、診療所（歯科診療所を含む）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく調剤薬局であるもの）（以下「医療施設等」という。）に勤務する者で、次のいずれかに該当する者

- ①桂川町内の医療施設等に勤務する者（町外在住の勤務者含む）
- ②桂川町に住民登録がある者で町外の医療施設等に勤務する者
- ③派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、医療施設等において、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、対象とする。

【提出書類】

1. 医療機関従事者等応援給付金支給申請書
2. 令和3年7月1日以降に発行された雇用証明書（原本）
（会社の様式でも可能）
3. 本人名義の金融機関等に通帳の写し

（金融機関名、支店、口座番号、口座名義人がわかるもの）

※申請書は、桂川町ホームページからダウンロードするか、健康福祉課窓口で取得してください。

※その他、必要に応じて、他の資料を求めることがありますので、ご了承ください。

【申請方法】

申請書および添付書類を揃えて、原則として、郵便による申請をお願いします。

○郵便申請

郵送先・・・桂川町役場 健康福祉課

（〒820-0693 桂川町大字土居361番地）

※郵便料は申請者負担となります。

○健康福祉課窓口（総合福祉センター）直接提出

混雑による感染拡大を防止するため、なるべく郵送による申請をお願いします。

【申請期間】

令和3年7月12日～

郵便申請⇒12月31日（金）までの消印有効

健康福祉課窓口申請⇒12月28日（火）17時15分まで

【支給決定等】

給付要件について審査後、給付金の可否を決定し、決定通知書を申請書の住所に送付します。給付金については、指定された金融機関等の口座へ振り込みいたします。

※審査決定後、振込までに一か月程度の期間を要します。

問い合わせ先

桂川町役場健康福祉課

TEL：65-0001

FAX：65-0078

E-mail：kenko@town.keisen.fukuoka.jp